

# 愛顔つなぐえひめ国体伊予市交通対策業務実施要項

(平成28年3月25日 第2回交通警備専門委員会決定)

## 1 目的

この要項は、愛顔つなぐえひめ国体伊予市輸送交通基本計画に基づき、愛顔つなぐえひめ国体（以下「大会」という。）における交通対策業務について、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

愛顔つなぐえひめ国体伊予市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、所轄警察署及び関係機関・団体等と緊密な連携を図り、安全かつ円滑な交通対策業務を実施する。

## 3 実施期間

交通対策業務を実施する期間は、原則として練習日を含む大会期間中とする。

ただし、競技の特殊な事情から必要と認められる場合は、別に期間を定めるものとする。

## 4 交通対策

### (1) 交通規制

実行委員会は、選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の安全かつ円滑な輸送に努めるとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における道路の車両通行止めや一方通行等の交通規制措置を講じる。

### (2) 案内標識等の設置

実行委員会は、大会参加者等を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、関係機関・団体等と協議のうえ、必要に応じて主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内誘導看板等を設置する。

### (3) 交通誘導

実行委員会は、安全かつ円滑な輸送のため、必要があると認める競技会場周辺道路の交差点等に係員を配置し、交通の整理誘導を行い、混雑緩和と事故防止に努める。

### (4) 路上駐車防止

実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

## 5 駐車場対策

### (1) 指定駐車場の確保及び開設

実行委員会は、大会参加者等が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等

の協力を得て、競技会場、練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。

(2) 指定駐車場係員の配置

実行委員会は、指定駐車場に係員を配置し、適切な誘導を行い、事故防止に努める。

(3) 駐車許可証の交付

実行委員会は、特に利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

6 交通環境整備

(1) 自家用車自粛の啓発

実行委員会は、大会期間中の交通総量を抑制するため、大会参加者等に対し、公共交通機関の利用推進及び自家用車での来場の自粛を働きかけるほか、自家用車を利用する場合は、指定駐車場以外に駐車しないよう徹底を図る。

(2) 道路機能の保全

実行委員会は、大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策、及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺道路における道路工事の抑制等について、関係機関へ協力を求めるものとする。

(3) タクシー乗降所等の指定

実行委員会は、必要に応じて競技会場にタクシーの乗降所及び待機所を指定するものとする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、交通対策業務に関して必要な事項は、関係機関・団体等と協議のうえ、別に定める。また、競技別リハーサル大会については、関係機関・団体等と協議のうえ、必要に応じてこの要項を準用するものとする。

附 則

この要項は、平成28年3月25日から施行する。